

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等 （省略） （注）（省略） 第1表の1～第2表 （省略）</p> <p>第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 1 ……。 なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します（ただし、下記の<u>3</u>の2の説明に留意してください。）。 2 （省略） 3 （省略）</p> <p>第4表 （省略）</p> <p>第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書 1 （省略） 2 （省略） （1）（省略） イ～ヘ （省略）</p>	<p>取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等 （同左） （注）（同左） 第1表の1～第2表 （同左）</p> <p>第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 1 ……。 なお、この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します（ただし、下記の<u>4</u>の2の説明に留意してください。）。 2 （同左） 3 （同左）</p> <p>第4表 （同左）</p> <p>第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書 1 （同左） 2 （同左） （1）（同左） イ～ヘ （同左）</p>

改正後	改正前
<p>ト 「現物出資等受入れ資産の価額の合計額」欄の㊦の金額は、各資産のなかに、現物出資又は合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「現物出資等受入れ資産」といいます。）がある場合に、現物出資又は合併のときにおいてその現物出資等受入れ資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額の合計額を記載します。</p> <p>ただし、その価額が、課税時期においてその現物出資等受入れ資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期においてその現物出資等受入れ資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額を記載します。</p> <p>また、現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「合併受入資産」といいます。）である場合に、合併のとき又は課税時期においてその合併受入資産を評価基本通達に定めるところにより評価した価額が、合併受入資産に係る被合併会社の帳簿価額を上回るときは、その帳簿価額を記載します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「負債の部」の「相続税評価額」欄には、評価会社の課税時期における各負債の金額を、「帳簿価額」欄には、「負債の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各負債の税務計算上の帳簿価額をそれぞれ記載します。この場合、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金、その他の引当金及び準備金に相当する金額は、負債に該当しないものとします。ただし、退職給与引当金のうち、法人税法第54条《退職給与引当金》第2項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額は負債とします。</p>	<p>ト 「現物出資受入れ株式等の価額の合計額」欄の㊦の金額は、各資産のなかに、現物出資により著しく低い価額で受け入れた取引相場のない株式（出資及び転換社債（評価基本通達 197- 5《転換社債の評価》の3）に定めるものをいいます。）を含みます。以下「現物出資受入れ株式等」といいます。）がある場合に、現物出資のときにおいてその現物出資受入れ株式等を評価基本通達に定めるところにより評価した価額の合計額を記載します。</p> <p>ただし、その価額が、課税時期においてその現物出資受入れ株式等を評価基本通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期においてその現物出資受入れ株式等を評価基本通達に定めるところにより評価した価額を記載します。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「負債の部」の「相続税評価額」欄には、評価会社の課税時期における各負債の金額を、「帳簿価額」欄には、「負債の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各負債の税務計算上の帳簿価額をそれぞれ記載します。この場合、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金、その他の引当金及び準備金に相当する金額は、負債に該当しないものとします。ただし、退職給与引当金のうち、法人税法第55条《退職給与引当金》第2項に規定する退職給与引当金勘定の金額に相当する金額は負債とします。</p>

改正後	改正前
<p>なお、……。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>ニ 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額（ただし、法人税法第54条《退職給与引当金》第2項に規定する退職給与引当金の取崩しにより支給されるものは除きます。）</p> <p>ホ（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p>第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 「3．株式に関する権利の価額」欄及び「4．株式及び株式に関する権利の価額」欄は、第3表の記載方法等の3の説明に準じて記載します。</p> <p>第7表～第8表 （省略）</p>	<p>なお、……。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>ニ 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額（ただし、法人税法第55条《退職給与引当金》第2項に規定する退職給与引当金の取崩しにより支給されるものは除きます。）</p> <p>ホ（同左）</p> <p>(4)（同左）</p> <p>3（同左）</p> <p>第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>3 「3．株式に関する権利の価額」欄及び「4．株式及び株式に関する権利の価額」欄は、第3表の記載方法等の3及び4の説明に準じて記載します。</p> <p>第7表～第8表 （同左）</p>